平成２２年（フ）第１０２号
仙台市宮城野区原町５丁目１番11号　コーポＮＥＭＯＴＯ201
債務者　庵原　元龍
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
仙台市青葉区北根３丁目10番13号
債務者　針生　　直
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２２０号
宮城県亘理郡亘理町長瀞字鳥飼84番地26
債務者　須田登志子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２２５号
宮城県亘理郡亘理町字下茨田200番地　町営住宅１－１－３
債務者　大信田真美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
宮城県名取市高舘川上字五反田16番地の７
債務者　山田真裕子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３２号
宮城県大崎市古川稲葉字新堀61番地１　ヴェルドミールM棟203号
債務者　千葉　栄子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２９５号
滋賀県愛知郡愛荘町長野80番地
債務者　渕上　昌美
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２８号
滋賀県近江八幡市鷹飼町北２丁目７番地１
債務者　木村みどり（旧姓楠本・下城）
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第３１号
滋賀県東近江市蛇溝町1016番地、住民票上の住所大津市日吉台２丁目22番11号
債務者　白子　　譲
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第３６号
滋賀県東近江市五個荘山本町255番地
債務者　カーサービスＫＯＫＵＲＹＯこと　國領　義治
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第４６号
滋賀県犬上郡豊郷町大字安食西41番地１
債務者　和風肉料理おおのこと　大野　廣幸
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１７３号
神戸市須磨区白川台３丁目64番地の５　日正ビル203号
債務者　長谷川正雄
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９７号
神戸市垂水区本多聞６丁目13番27号
債務者　フェリアこと　髙松　千影
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０６４号
広島県廿日市市四季が丘７丁目３番地10
債務者　川西　健治
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４５号
広島市安佐南区西原８丁目21番14号
債務者　山本　龍隆
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６号
広島市安佐南区西原８丁目21番14号
債務者　山本　智敏
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１０号
広島市安佐南区東原２丁目６番12―301号
債務者　南　　佑壱
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４７号
広島市佐伯区皆賀１丁目12番73―４号
債務者　大久保幸一
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで　広島地方裁判所民事第４部